

健康ふれあい公園の管理運営に関する仮基本協定書（案）

近江八幡市（以下「市」という。）と（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、近江八幡市立健康ふれあい公園（以下「施設」という。）の指定管理者による管理運営に関する仮基本協定を締結する。

指定管理者の指定については、近江八幡市議会の議決を経なければならないので、指定管理者の指定に係る議会の議決がなされるまでは仮基本協定とし、議決がなされたときに成立するものとする。この場合、基本協定の作成を省略し、市は近江八幡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成22年近江八幡市規則第62号。以下「手續条例施行規則」という。）第7条に基づく指定管理者指定書を指定管理者に交付するものとする。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 この協定は、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 市及び指定管理者は、施設の管理運営に関して市が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者である指定管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 指定管理者は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 この協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（指定期間及び会計年度）

第6条 指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

（業務の範囲）

第7条 近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例（平成27年近江八幡市条例第32号）第5条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）施設及び設備の使用の許可等に関する業務
- （2）施設の維持管理に関する業務
- （3）施設の利用に関する料金の徴収等に関する業務
- （4）施設の設置目的の達成に資する事業に関する業務
- （5）施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

- (6) その他施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書等に定めるとおりとする。
 - 3 市は、手続条例施行規則第10条の規定に基づき、次に掲げる事項を指定管理者に行わせることはできない。
 - (1) 公の施設の目的外使用に関すること。
 - (2) 法令により市のみが行うことができる権限に関すること。

(業務実施条件等)

- 第8条 指定管理者は、業務を実施するにあたって責任者を配置しなければならない。
- 2 指定管理者が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書等に定めるとおりとする。
 - 3 前条の業務の範囲及び前項の業務実施条件の変更を必要とする場合は、市と指定管理者の協議により業務の範囲及び業務実施条件を変更することができるものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

- 第9条 市及び指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、その他の関係法令、近江八幡市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成22年近江八幡市条例第90号。以下「手続条例」という。）、手続条例施行規則、基本協定書、仕様書等及び指定申請書（以下、基本協定書、仕様書等及び指定申請書を総称して「基本協定書等」という。）に定めるところにより業務を実施するものとする。
- 2 基本協定書等の文書間で、矛盾、齟齬がある場合は、前項に記述する順にその解釈が優先するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、指定申請書において仕様書等を上回る水準が提案されている場合は、指定申請書に示された水準によるものとする。

(準備行為)

- 第10条 指定管理者は、指定期間の開始日までに、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、指定期間の開始日までに、市に対して施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
 - 4 指定管理者が、自らの責任において基本協定書等に規定する業務のための準備行為をすることは、何ら支障ないものであるが、準備行為に要した経費は指定管理者の負担とする。

(第三者による業務の実施)

- 第11条 指定管理者は、業務の全部又はその主たる業務を第三者に下請けさせ、又は委託することはできない。
- 2 指定管理者は、主たる業務を除く業務を第三者に下請けさせ、又は委託する場合、事前に市の承認を得なければならない。
 - 3 指定管理者が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者が負担するものとする。

(施設の増築等)

- 第12条 施設の増築、移設については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 施設の修繕については、仕様書等に基づき実施するものとする。
 - 3 指定管理者が、施設の改造を行う場合、事前に市の承認を得なければならないものとし、該当の改造に係る経費は指定管理者の負担とする。

(緊急時の対応)

第13条 指定期間中、業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しその対応を協議しなければならない。

2 事故等が発生した場合、指定管理者と市とが協力して事故等の原因調査と復旧対策等に当たるものとする。

(秘密の保持)

第14条 指定管理者は、手続条例第15条の規定に基づき施設の管理の業務に関して知り得た秘密(以下「秘密等」という。)を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理期間が満了し、若しくは第33条、第35条及び第36条第2項に基づいて年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取消した場合若しくは指定管理が終了し、又は従事者の職務を退いた後も同様とする。

2 指定管理者は、管理運営上やむを得ず、第三者(第11条により下請け又は委託された者を含む。)に秘密等を提供するときは、事前に市に届け出て承認を得なければならない。

3 指定管理者は、秘密等をむやみに複写等してはならない。

4 指定管理者は、秘密等の漏洩、盗難等があった場合は、直ちに市に報告し、その指示に従わなければならない。

5 指定管理者は、業務の従事者(第2項に規定する第三者を含む。)に対し、秘密等の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者は、手続条例第16条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報を取得したとき又は収集しようとするときは、保護法の規定に基づきこれを適切に取り扱わなくてはならない。

2 個人情報の取り扱いについては前項によるほか、別紙2の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第16条 指定管理者は、手続条例第17条の規定に基づき、近江八幡市情報公開条例(平成22年近江八幡市条例第14号)に準拠した情報公開規程等を定め、施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、これに対応しなければならない。

2 指定管理者は、管理運営のため作成した文書を、指定管理期間が満了又は第33条、第35条及び第36条第2項に基づいて年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取消した場合若しくは指定管理が終了した場合、市又は市の指定する者に引き継がなければならない。

第4章 備品等の扱い

(市による備品の貸与)

第17条 市は、別紙3「備品一覧表」に示す備品(以下「貸与備品」という。)を無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、貸与備品を常に良好な状態に保つものとする。

3 指定管理者は、経年劣化により貸与備品が本業務実施の用に供することができなくなった場合、市との協議により、必要に応じて廃棄することができる。

4 指定管理者は、故意又は過失により貸与備品を毀損又は滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は指定管理者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

5 指定管理者は、指定期間の終了に際し、貸与備品については市または市の指定する者に引き継がなければならない。

(指定管理者による備品の調達)

第18条 指定管理者は、指定管理者の任意により購入や賃借等によって調達した備品(以下「調達備品」という。)を本業務実施のために供することができるものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間の終了に際し、調達備品については原則として指定管理者の責任と費用で撤去するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市または市の指定する者に引き継ぐことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第41条に定める自主事業の利益還元として購入または調達した備品等（2種）については、市に寄贈するものとする。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

（事業計画書）

- 第19条 指定管理者は、毎年10月末までに、次に掲げる内容を記載した翌年度の事業計画書を市に提出し、市の承認を得なければならない。
- (1) 人員配置計画などの管理運営の体制に関すること
 - (2) 自主事業計画の概要に関すること
 - (3) 施設や設備の維持管理の時期や頻度に関すること
 - (4) 利用料金などの収入や維持管理経費などの支出の総額及び内訳に関すること
 - (5) その他市が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と事前に協議を行うものとする。

（事業報告）

- 第20条 指定管理者は、毎年4月末までに、次に掲げる内容を記載した前年度の事業報告書を市に提出しなければならない。
- (1) 管理運営の実施状況に関すること
 - (2) 自主事業の実施状況に関すること
 - (3) 施設や設備の維持管理の実績や結果に関すること
 - (4) 利用料金などの収入や維持管理経費などの支出の総額及び内訳に関すること
 - (5) その他市が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、市が第33条、第35条及び第36条第2項に基づき年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取消した場合若しくは指定管理が終了した場合には、指定が取消された日若しくは指定管理が終了した日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、指定管理者に対し、文書による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 市は、第1項及び第2項により指定管理者から事業報告書を受理したときは、業務が基本協定書等の条件を満たしているかどうかを審査するため、完了検査を実施するものとする。
- 5 前項の完了検査に合格しなかったときは、市は、指定管理者に業務の改善等を命ずるものとする。指定管理者は、すみやかにこれに従い、改善等の終了を市に通知し、再度完了検査を受けなければならない。
- 6 完了検査に要する費用は、指定管理者の負担とする。

（月次報告）

- 第21条 指定管理者は、毎月15日までに、次に掲げる内容を記載した前月の月次報告書を市に提出しなければならない。
- (1) 管理運営の実施状況に関すること
 - (2) 自主事業の実施状況に関すること
 - (3) 施設や設備の維持管理の実績や結果に関すること
 - (4) 利用料金などの収入や維持管理経費などの支出の総額及び内訳に関すること
 - (5) その他市が必要と認める事項
- 2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の月次報告に準用する。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

- 第22条 市は、事業報告書の確認のほか、指定管理者による業務実施状況を確認することを目的として、随時、施設に立ち入ることができる。また、市は、指定管理者に対して管理運営業務の実施状況や収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な事由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

- 3 第1項による確認の結果、指定管理者による業務実施が基本協定書等で示した条件を満たしていない場合は、市は、指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 指定管理者は、前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。
- 5 勧告による改善措置に要する費用は、指定管理者の負担とする。
- 6 指定管理者は、第1項による確認に立ち会うものとし、立ち会わないときは、確認の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 7 甲は、第1項に定める業務実施状況の確認を第三者機関に行わせることができる。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第23条 市は、業務実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

- 2 市が指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」を定めるものとする。

(法令の変更に伴う指定管理料の変更)

第24条 関係法令等の改正により、管理運営費が増大又は減少したときは次のとおりとする。

- (1) 税法(消費税及び地方消費税を除く。)又は社会保険料等の変更の場合、指定管理料は、変更しない。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の変更の場合、指定管理料(消費税等に該当する金額)を変更する。
- (3) 税法又は社会保険料等以外の法令の変更の場合、市と指定管理者の協議の上、指定管理料を変更することができる。

(経済状況等の変動に伴う指定管理料の変更)

第25条 経済状況等が著しく変動した場合、市と指定管理者の協議の上、指定管理料を変更することができる。

- 2 前項の場合、この協定締結日を基準日として、総務省統計局発表の消費者物価指数(滋賀)又は厚生労働省滋賀労働局発表の最低賃金が10%以上変動した場合に協議を行う。
- 3 天災地変等市及び指定管理者の責めに帰すべきでない事由により、管理運営費が増大又は減少した場合は、市と指定管理者の協議の上、指定管理料を変更することができる。

(利用料金収入の取扱い)

第26条 指定管理者は、施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第27条 利用料金は、近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例に規定する使用料の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承認を受けるものとする。

第7章 損害賠償

(損害賠償等)

第28条 業務の実施にあたり指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、指定管理者の負担とする。

- 2 指定管理者は、業務の実施にあたり市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

第29条 業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 火災保険(建物)

2 業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険

① 身体上の損害については、被害者1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上。

② 財物上の損害については、1事故につき2千万円以上。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力による業務経営上の障害が発生した場合、指定管理者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第31条 指定管理者は、指定期間の終了に際し、市または市が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 市は、必要と認められる場合には、指定期間の終了日まで、指定管理者に対して市または市が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な事由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復)

第32条 指定管理者は、指定期間の終了日まで、指定期間の開始日を基準として施設を原状に回復し、市に対して施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は施設の原状回復は行わずに別途市が定める状態で市に対して施設を明け渡すことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消

(市による指定の取消)

第33条 市は、手続条例第14条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止（以下「停止」という。）を命ずることができる。

(1) 指定管理者が、基本協定書等に定める業務を正当な事由がなく履行しないとき、又は履行の見込みがないと市が認めたとき。（第35条及び第36条による場合を除く。）

(2) 指定管理者又はその代理人その他指定管理者の従事者等が、第20条第4項の完了検査又は第22条の業務実施状況等の確認の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為があると市が認めたとき。

(3) 指定管理者が、第14条又は第15条に違反したと市が認めたとき。

(4) 指定管理者について銀行取引停止処分がなされたとき、若しくは支払い停止事由が発生したとき。

(5) 指定管理者が、差押、仮差押又は仮処分を受けたとき。

(6) 指定管理者にかかる破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。

(7) 指定管理者が、施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分等を受けたとき。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定義する暴力団、又は暴力団員が、指定管理者の経営等に関与していることが発覚したとき。

(9) 市が、施設の管理運営又はサービスの提供を継続する必要がなくなると判断したとき。（ただし、この場合、市は指定管理者に対して、6ヶ月前までに指定の取消しを命ずる旨の通知を行なうものとする。）

- (10) その他指定管理者が、基本協定書等に違反し、指定管理者として不適当と市が認めるとき及び市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと判断したとき。
- 2 市は、前項により指定を取消し、又は停止を命ずる場合は、近江八幡市行政手続条例（平成22年条例第13号）第13条及び第14条の規定に従う。
 - 3 市は、指定管理者が第1項に掲げる事項に該当するか否かを調査することができる。
 - 4 第1項の規定により指定を取消し、又は停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第34条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市がこの協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定管理の終了)

第35条 不可抗力により、施設の修復が不可能であると認められる状況となり、指定管理者の業務の履行が不可能になったときは、そのときをもって指定管理は終了する。

2 前項により指定管理が終了したときは、年度協定に基づく指定管理料を日割り計算により精算するものとし、指定管理者は市に対し損害賠償等を請求することはできない。

(緊急事態における指定の取消等)

第36条 市は、天災地変等の発生により、施設を地域住民の避難場所、又は援助物資の保管倉庫に使用するなど、緊急に必要があるときは、指定管理者に対して業務の変更等について協力要請することとし、指定管理者は、これに誠実に応じるものとする。

2 市は、前項による協議が成立しなかったときは、指定を取消し又は停止を命ずることができる。

3 前項により市が指定を取消し又は停止を命じた場合、年度協定に基づく指定管理料を日割り計算により精算し、指定管理者は市に対し損害賠償等を請求することはできない。

(指定管理の取消しによる市の損害賠償請求権)

第37条 市は、第33条により指定を取消し、又は停止を命じた場合に損害が発生したとき、指定管理者にその賠償を請求することができる。

(業務の未実施による指定管理料の減額及び市の違約金請求権)

第38条 市は、指定管理者が正当な事由がなく、業務を実施しないとき（第33条第1項により指定を取消し又は停止を命じた場合を含む。次項においても同じ。）は、年度協定に基づく指定管理料を日割り計算の方法により減額する。

2 市は、指定管理者が正当な事由がなく、業務を実施しないときは、年度協定に基づく指定管理料の金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。ただし、第35条及び第36条による場合は、この限りでない。

3 第1項の日数の算出については、業務を実施しなかった期間中に施設の休館日等が含まれている場合、当該休館日等も1日として算入するものとし、業務を実施しなかった期間が1日に満たない場合には、4時間以内は半日と計算し、4時間を超える場合は1日とする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第17条第5項、第18条第2項、第31条及び第32条の規定は、第33条から第36条までの規定によりこの協定が終了した場合、これを準用する。ただし、市と指定管理者が異なる合意をした場合はこの限りではない。

第10章 その他

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第40条 指定管理者は、基本協定書等によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し

又は担保に供してはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りでない。

(自主事業)

- 第41条 指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承認を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 市と指定管理者は自主事業を実施するにあたって、別に実施条件等を定めることができるものとする。
- 4 乙は、自主事業の実施により得られた収益の一部を、利益還元として施設のサービス向上等に活用しなければならない。

(その他)

- 第42条 施設の概要は、仕様書等のおりとする。
- 2 基本協定書等に関する請求、通知、報告、申出、承認、合意、同意、変更、取消及び停止(以下「請求等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 3 口頭による請求等は、緊急やむを得ない場合を除き無効とする。
- 4 この協定の履行に関して、市と指定管理者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この協定の履行に関して、市と指定管理者の間で用いる計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。
- 6 基本協定書等の締結に要する費用は、指定管理者の負担とする。変更協定等の場合も同様とする。
- 7 基本協定書等における書面の各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり基本協定書等の条項の解釈に影響を与えないものとする。
- 8 別に定める場合を除き、基本協定書等に定める金額について、算出の結果、円未満の端数が生じる場合は、全て切り捨てるものとする。
- 9 基本協定書等にかかる訴訟の第一審の専属的管轄裁判所については、行政処分に関する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第12条の規定に従い、民事事件に関する場合は、大津地方裁判所とする。
- 10 指定管理者が共同事業体等を結成している場合においては、市は、基本協定書等に基づくすべての行為を、共同事業体等の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行った基本協定書等に基づくすべての行為は、当該企業体すべての構成員に対して行ったものとみなす。また、指定管理者は、市に対して行う基本協定書等に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(協定の変更)

- 第43条 本業務に関し、特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議の上、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

- 第44条 この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、市と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 8 年 1 1 月 日

所在地 近江八幡市桜宮町236番地
名称 近江八幡市
代表者 近江八幡市長 小西 理

所在地
名称
代表者

別紙Ⅰ【用語の定義】

『指定期間』とは

指定管理者を指定して管理を行う期間をいう。

『仕様書等』とは

指定管理者の公募時に配布した募集要項および業務仕様書の総称をいう。

『指定申請書』とは

指定管理者の公募にあたって提出された指定申請書のことをいう。

『自主事業』とは

指定管理者が自己の責任と費用において実施する事業をいう。

『年度協定』とは

市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。

『不可抗力』とは

天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、並びにその他市及び指定管理者の責めに帰することができない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

別紙2【個人情報取扱特記事項】

基本的事項

指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

秘密の保護

指定管理者は、この契約による事務に関して個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、また解除された後においても、同様とする。

収集の制限

指定管理者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。また、指定管理者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りではない。

安全確保の措置

指定管理者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

利用および提供の制限

指定管理者は、市の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

複写または複製の禁止

指定管理者は、この契約による事務を行うために市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

再委託の禁止

指定管理者は、市の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

資料等の返還

指定管理者は、この契約による事務を行うために市から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに市に返還し、または引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

従事者への周知

指定管理者は、この事務に従事している者に対して、在職および退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

事故報告

指定管理者は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

調査

市は、指定管理者がこの契約による事務を処理するにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

契約解除および損害賠償

市は、指定管理者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙3【備品一覧】

No.	品目	摘要	数量	備考
1	フリースアレイ	ピンク、0.5kg	20	プール棟
2	フリースアレイ	パープル、1kg	16	プール棟
3	ステンレスベンチ	W=1750mm	4	プール棟
4	シェスタチェアー	NC200	12	プール棟
5	ビート板・ヘルパー整理棚	4段	1	プール棟
6	ステンレス車椅子	プール用	2	プール棟
7	車椅子		2	プール棟
8	モップ収納ハンガー		1	プール棟
9	モクヘリン		1	プール棟
10	丸型温湿計		1	プール棟
11	温度計		1	プール棟
12	エアロビクスマット		15	プール棟
13	ストレッチマット		2	プール棟
14	ザ・ステップ		18	プール棟
15	ザ・ステップ（嵩上げ板）		63	プール棟
16	腹筋用器具（その1）		1	プール棟
17	腹筋用器具（その2）		1	プール棟
18	A E D		1	プール棟
19	血圧計		1	プール棟
20	長椅子	W=1800mm	2	プール棟
21	回転型両面ホワイトボード	W=1800mm、H=1850mm	1	プール棟
22	棚	5段	1	プール棟
23	一輪車		2	プール棟
24	リヤカー（折りたたみ式）		1	プール棟
25	業務用掃除機	SNVC-14	1	プール棟
26	テント（赤テープ）		1	プール棟
27	テント（緑テープ）		1	プール棟
28	テント天幕（予備）		1	プール棟
29	イージーアップ・テント	DXA25	1	プール棟
30	延長ドラムコード（屋外用）	AF-301K	1	プール棟
31	ブルーシート	20m×20m	1	プール棟
32	ブルーシート	12m×8m	1	プール棟
33	ブルーシート	7m×5m	1	プール棟
34	デッキブラシ		3	プール棟

No.	品目	摘要	数量	備考
35	発電機	EBR3000	1	プール棟
36	コースロープ	RL-80H25	7	プール棟
37	コースロープ巻取器	LM-500	2	プール棟
38	プールクリーナー	TPC-100L	1	プール棟
39	アルミ監視台	TK-A150N	1	プール棟
40	プールカバーシート	TPK-550	6	プール棟
41	標識用ポール	TP-A48	4	プール棟
42	背泳用三角旗	TFG	130	プール棟
43	標識用ロープ	TFL、20m	2	プール棟
44	ステンレス車椅子	TCW-200MS	2	プール棟
45	折りたたみプールフロア	TRF-H2	6	プール棟
46	プールフロア	TRF-VS6	20	プール棟
47	スポーツタイマー	STR-7LH	2	プール棟
48	ビート板 角型	TSBK-30	80	プール棟
49	ミニビート板 角型	TSBK-30H	40	プール棟
50	多目的整理棚	TB-203	1	プール棟
51	アルミヘルパー整理棚	TB-150N	1	プール棟
52	アームヘルパー	TAH-81	80	プール棟
53	スイミングヘルパー	TCSH-3	60	プール棟
54	ソフトブイ	TSV-200	60	プール棟
55	小物整理カゴ	THC-30	4	プール棟
56	すべり台	TS-190	1	プール棟
57	防滴丸型温湿度計	TMC-303	2	プール棟
58	プールカバーシート	TPK-BS、こどもプール用	1	プール棟
59	プールカバーシート	TPK-BS、幼児プール用	1	プール棟
60	水温計	TPC-60	1	プール棟
61	水温計中身	TPC-00	1	プール棟
62	水質検査器	TDPD-7	2	プール棟
63	プール清掃ロボット	TAP-A30B	1	プール棟
64	アクアスイーパー	TCN-A102	1	プール棟
65	アクアスイーパー	TCN-A201	1	プール棟
66	デッキブラシ	TDB-416	5	プール棟
67	ワイドドライヤー	TWD-120	5	プール棟
68	電子メガホン	TTS-621	1	プール棟
69	メガホン	TKB-001	5	プール棟
70	チェアー	TRC-3224	10	プール棟

No.	品目	摘要	数量	備考
71	コース表示板	TSP-310	12	プール棟
72	コース表示シート	TSP-320	14	プール棟
73	テクセルスイミングデスク	TSD-170	1	プール棟
74	アルミスイミングチェア	TSC-160	1	プール棟
75	テクセルタオルラック	TRT-A001	2	プール棟
76	ライフベルト	TLB-107	1	プール棟
77	水中担架	TAC-100	1	プール棟
78	簡易ベッド	TEB-161	1	プール棟
79	木製救急箱	TQS-100	1	プール棟
80	A E D	THS-FRX	1	プール棟
81	取水マット	TSM-50	2	プール棟
82	取水マット	TSM-50-2	1	プール棟
83	精密体重計	TWB-150	2	プール棟
84	プールフロア	TRF-VS6	10	プール棟
85	すべり台	TS-190	1	プール棟
86	高圧洗浄機（ワゴン付）	TJT-67ⅡW	1	プール棟
87	水着脱水機	TDS-213CX	2	プール棟
88	電気ポリッシャー（防水型）	TMA-14	1	プール棟
89	傘立て	YA-75L-SA	1	プール棟
90	傘立て	YA-74L-SA	1	プール棟
91	傘立て	YA-03L-SA	4	プール棟
92	食器戸棚	NKB-5A	1	プール棟
93	下足箱	SB-724NT	14	プール棟
94	下足箱	SB-105A	3	プール棟
95	チェア	No. 2215F	3	プール棟
96	片袖デスク	LDV-M127SS-D-WW	8	プール棟
97	チェア	No. 3135F	8	プール棟
98	テーブル	WK-1812W	2	プール棟
99	チェア	No. 1053F	12	プール棟
100	更衣ロッカー	S-76-W、男子更衣室	2	プール棟
101	更衣ロッカー	S-76-W、女子更衣室	2	プール棟
102	食器戸棚	OK-36MW	2	プール棟
103	チェア	No. 2215F	2	プール棟
104	片袖デスク	LDV-M127SS-D-WW	1	プール棟
105	棚	NWB-10.C.P	1	プール棟
106	診察台	ME-B1860	1	プール棟

No.	品目	摘要	数量	備考
107	マクラ	ME-P90	1	プール棟
108	丸椅子	No.57	2	プール棟
109	衛生器	DP-24C-IV	1	プール棟
110	タオル掛け	6H-ST	1	プール棟
111	繃帯交換車	BC-3000	1	プール棟
112	テーブル	CO-097C-W	3	プール棟
113	チェア	7アルス CW-A	12	プール棟
114	ロビーチェア	パトリア E	6	プール棟
115	パンフレットスタンド	PSL-C406	1	プール棟
116	更衣ロッカー	ZLK-LN630E2 DA0、男	38	プール棟
117	長椅子	No.181S	6	プール棟
118	更衣ロッカー	ZLK-LN630E2 DA0、女	38	プール棟
119	長椅子	No.181S	6	プール棟
120	軽中量ラック	SCA7660-5K	6	プール棟
121	テーブル	CO-097C-W	3	プール棟
122	チェア	7アルス CW-A	12	プール棟
123	ロビーチェア	パトリア E	6	プール棟
124	パンフレットスタンド	PSL-C406	1	プール棟
125	テーブル	WK-1812W	2	プール棟
126	チェア	No.1053F	12	プール棟
127	傘立て	YA-10L-ID	1	プール棟
128	下足箱	SB-46A	2	プール棟
129	保管庫	No.36SM	1	プール棟
130	保管庫	No.36SM	1	プール棟
131	物品棚	MS5660-4K	1	プール棟
132	ホワイトボード	BB-R934WW-MS35	1	プール棟
133	ホワイトボード	FB-215KWN c	1	プール棟
134	卓球台	SAN-EI13-603K	2	プール棟
135	ゲートボール公認ボール	NY10	6	屋根付き多目的広場
136	ゲートボールバッグ	SN-10	6	屋根付き多目的広場
137	ゲート・コート表示板	NPT	6	屋根付き多目的広場
138	アルミ製スポーツベンチ背付き	RT-R14 1301	8	屋根付き多目的広場
139	マイクスタンド	ST-303A	1	屋根付き多目的広場
140	マイクホルダー	YM-128	1	屋根付き多目的広場
141	机(屋外用長机)	BTS-PI845T	4	屋根付き多目的広場
142	折畳イス(ダークブルー)	FC-802	15	屋根付き多目的広場

No.	品目	摘要	数量	備考
143	スチール棚	FHJ-1818454	1	屋根付き多目的広場
144	フットサルゴール	RT-F01 1950	2	屋根付き多目的広場
145	フットサルネット	RT-N16 0716	2	屋根付き多目的広場
146	フットサル砂袋	RT-F01 0977	12	屋根付き多目的広場
147	テニスポスト	RT-T07 0301	3	屋根付き多目的広場
148	テニスネット	RT-N16 0120	3	屋根付き多目的広場
149	センター金具ゴム蓋付	RT-T07 1341	3	屋根付き多目的広場
150	テニス審判台	RT-T07 0441	3	屋根付き多目的広場
151	ポールバー整理台	BV469	1	屋根付き多目的広場
152	コートブラシ	RT-M32 1111	6	屋根付き多目的広場
153	グラウンドレーキ	RT-M32 0131	3	屋根付き多目的広場
154	シングルススティック	RT-T07 0700	3	屋根付き多目的広場
155	ゲートボールセット	RT-GB0033B	6	屋根付き多目的広場
156	マンホールフック		1	屋根付き多目的広場
157	マンホールフック		1	屋根付き多目的広場
158	ワイヤレスマイクロホン	WM-P980	1	屋根付き多目的広場
159	ワイヤレスマイクロホン	WM-P970	1	屋根付き多目的広場
160	フル2線式リモコン	WRT9600	1	屋根付き多目的広場
161	タイピンマイクセット	WT-UM80	1	屋根付き多目的広場
162	コネクターコード	CN-5002	1	屋根付き多目的広場
163	散水栓キー		2	屋根付き多目的広場
164	ダイナミックマイクロホン	PS-C501 JVC	1	屋根付き多目的広場
165	キッチンラック	4段	6	クラブハウス
166	抗菌安全スノコ	MR-910-011-6	6	クラブハウス
167	丸イス	R-303C	6	クラブハウス
168	FF水拭きモップ	CL-830-070-5	2	クラブハウス
169	更衣ロッカー	LZ-6S(D)	16	クラブハウス
170	更衣ロッカー	LZ-3S(D)	8	クラブハウス
171	長イス	LS-1720N YG	8	クラブハウス
172	片袖デスク	LE-147D-3WS/W4	1	クラブハウス
173	チェア	NC-200J ハイバックグリーン	1	クラブハウス
174	軽量ラック	NMK-7360-5K	7	クラブハウス
175	軽量ラック	NMK-7660-5K	10	クラブハウス
176	ロビーチェア(3人用)	RC1213S-BRBG	6	クラブハウス
177	サイン(取替えタイプ)		4	クラブハウス
178	バルブ回し工具		1	クラブハウス

No.	品目	摘要	数量	備考
179	床点検口用六角レンチ		3	クラブハウス
180	ハンドホール化粧蓋開閉工具		1	クラブハウス
181	ハンドホール丸形用開閉工具		1	クラブハウス
182	タイル 600角	チャームストーン 991R	1	クラブハウス
183	タイル 200角	カーラ KAR200-2	1	クラブハウス
184	インターロッキングブロック	エコロアクア SS	9	クラブハウス
185	コーナーフラッグ金具	RT-F01 2943	4	サッカー場
186	コーナーフラッグ金具	RT-F01 0944	12	サッカー場
187	コーナーフラッグ	RT-F01 0941	16	サッカー場
188	ゴール (大)	RT-F01 1935	1	サッカー場
189	ゴール (中)	RT-F01 1936	2	サッカー場
190	ゴール (小)	RT-F01 1950	2	サッカー場
191	スコアボード	RT-S18 0902	1	サッカー場
192	防球ネット		27	サッカー場
193	ゴールウエイト	RT-F01 0977	54	サッカー場
194	アルミ製スポーツベンチ背付き	RT-R14 1301	6	サッカー場
195	机 (屋外用長机)	BTS-PI845T	5	サッカー場
196	折畳イス (ダークブルー)	FC-802	15	サッカー場
197	散水機一式		1	サッカー場
198	乗用芝刈機	HF2417K5HMJ	1	グラウンドゴルフ場
199	自走式芝刈機	HRX537 HYJA	2	グラウンドゴルフ場
200	刈払機	UMK425H HANJ (LVHT)	1	グラウンドゴルフ場
201	刈払機	UMK426H HACJ (UVHT)	1	グラウンドゴルフ場
202	スケートパークセクション		1	スケートパーク
203	デッキブラシ		4	スケートパーク
204	床水切ワイパー		8	スケートパーク
205	アブソープノンスリップ		67	スケートパーク
206	ベンチ	TRC-100B	4	スケートパーク
207	物品棚	SUPER123	3	スケートパーク
208	洗浄機	HD4/8	2	スケートパーク
209	ビデオカメラ	VN-HI58WPR	2	スケートパーク
210	ポリッシャー	AJL550S	2	スケートパーク
211	パーテーション	カリフォルニアフェンス COLOUR	3	スケートパーク